

新旧対照表

○歯科技工士法施行細則

新	旧
<p>(書類の経由) 第6条 法、歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)及びこの規則の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類(法第14条第2号に規定する歯科技工士養成所に係るものを除く。)は、住所地を所管する保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。<u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第6条第3項の規定による届出を行う場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(書類の経由) 第6条 法、歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)及びこの規則の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類(法第14条第2号に規定する歯科技工士養成所に係るものを除く。)は、住所地を所管する保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。</p>